

平成二十六年四月十五日提出  
質問第一二二二号

河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木貴子

## 河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する第三回質問主意書

本年三月十四日、参議院予算委員会において、安倍晋三内閣総理大臣は、いわゆる従軍慰安婦問題に関連する一九九三年の河野談話について、「安倍内閣で見直すことは考えていない」と述べている。右と「前回答弁書」（内閣衆質一八六第一〇四号）並びに「前々回答弁書」（内閣衆質一八六第八六号）を踏まえ、再度質問する。

一 河野談話に対する安倍総理の見解に関し、「前々回答弁書」では「平成二十六年二月二十日の衆議院予算委員会における石原信雄元内閣官房副長官の答弁を受け、政府としては、平成五年八月四日の内閣官房長官談話の作成過程について、実態を把握し、それをしかるべき形で明らかにする作業は必要であると考えている。また、御指摘の萩生田光一衆議院議員の発言については承知しているが、政府の基本的立場は、衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問に対する答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号）三の2についてでお答えしたものと同じであり、平成五年八月四日の内閣官房長官談話を見直すことや当該内閣官房長官談話に関して新たな談話を発表することは考えていない。」とされ、「前回答弁書」でも「先の答弁書（平成二十六年四月一日内閣衆質一八六第八六

号) 一から九までについてでお答えしたとおりである。」とされているだけである。また、「前々回答弁書」の中で挙げられている過去の答弁書を見ても、同談話が作成された経緯について主に述べられているだけで、安倍総理としての同談話に対する認識、評価は明確にされていないと考える。安倍総理として、その作成過程も含め、河野談話に対してどのような認識を有し、どう評価しているのか明らかにされることを再度求める。

二 与党内において、河野談話を見直すべきとの意見もあり、安倍総理としても本年二月に同談話を検証することを表明していた。そうした流れの中で今回、安倍総理が前文で挙げたように、同談話を見直さないと決断するに至った理由を問うたが、「前々回答弁書」でも「前回答弁書」でも、何の答弁もなされていない。右の理由は何か、明らかにしたうえで答弁されたい。

三 「検証」並びに「見直し」の定義について、前々回質問主意書、前回質問主意書でも同様の質問をしているが、「前々回答弁書」並びに「前回答弁書」では何も触れられていない。右の理由は何か、明らかにしたうえで答弁されたい。

四 「前々回答弁書」では河野談話について「平成二十六年二月二十日の衆議院予算委員会における石原信

雄元内閣官房副長官の答弁を受け、政府としては、平成五年八月四日の内閣官房長官談話の作成過程について、実態を把握し、それをしかるべき形で明らかにする作業は必要であると考えている。」との答弁がなされている。前回質問主意書で、作成過程の実態を把握する必要があるということは、政府として、同談話に疑義を抱いているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「先の答弁書（平成二十六年四月一日内閣衆質一八六第八六号）一から九までについてでお答えしたとおりである。」とされているだけで、何の答弁もなされていない。右の理由は何か、明らかにしたうえで答弁されたい。

五 「前々回答弁書」では「政府としては、平成五年八月四日の内閣官房長官談話の作成過程について、実態を把握し、それをしかるべき形で明らかにする作業は必要であると考えている。」との答弁がなされている。河野談話に関し、安倍総理が「作成過程について、実態を把握し、それをしかるべき形で明らかにする作業は必要である」と考える理由は何か、改めて説明されたい。

六 五の答弁にある「しかるべき形」とはどのようなものを指しているのか説明されたい。

七 例えば、本年二月二十日の衆議院予算委員会で、石原信雄元内閣官房副長官は、同談話を作成する過程において、いわゆる従軍慰安婦と言われた方々の証言を裏付ける調査は行っていない旨の答弁をしてい

る。政府として、河野談話の作成過程の実態を把握した結果、右に関して新たな事実が見つかった場合でも、同談話を否定する、または見直しをして、新たな談話を出すことはしないのか。再度確認を求める。右質問する。